

## オリジナル切手作成サービス特別割引利用約款

オリジナル切手作成サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用料金に係る特別割引の適用を希望されるお客様は、事前にこの「オリジナル切手作成サービス特別割引利用約款」（以下「本約款」といいます。）を必ずお読みください。

### （適用）

第1条 本約款は、日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する本サービスの利用料金に係る特別割引（以下「特別割引」といいます。）の適用に関し、必要な事項を定めるものです。

本約款は、当社と第3条第2項に定める申出者との本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）の内容となるものとします。

- 2 本約款に定めのない事項については、「オリジナル切手作成サービス」利用約款の定めるところによります。
- 3 本約款に定める内容と「オリジナル切手作成サービス」利用約款に定める内容とが異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、本約款の内容が優先して適用されるものとします。
- 4 当社は、前三項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

### （本約款の変更）

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は当社が管理・運営するウェブサイトへの提示その他当社が適当と認める方法により、事前に変更適用日及び変更内容を周知するものとします。

- 2 変更適用日後も、次条第2項に定める申出者が本サービスの利用を継続した場合には、当社は申出者が本約款の変更に合意したものとみなし、当社と申出者との間では、変更後の本約款の内容が効力を生じるものとします。

### （手続等）

第3条 特別割引の適用を希望する者は、本約款を読み、その内容に同意の上、当社が指定する様式の申出書により特別割引適用の申出をするものとします。

- 2 前項の申出後、当社の受理をもって、当該申出を行った者（以下「申出者」といいます。）は特別割引の適用を受けることができるものとします。
- 3 特別割引の適用を受けることができる期間は、当社が前項の受理を行った日（以下「受理日」といいます。）から受理日が属する年度の末日までとします。ただし、期間満了の日の1か月前までに、当社又は申出者から相手方に書面により申出又は受理を撤回する旨の通知がなされない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

（注1） 第1項の当社が指定する様式は、別紙のとおりとします。

（注2） 第2項の申出者は、別紙の「会社名（申出者）」欄に記載されている者とします。

### （適用条件）

第4条 申出者は、次の各号の条件を全て満たす場合に、特別割引の適用を受けることができます。

- (1) 当社所定の手続に従い、申出者を申込人として本サービスの利用申込み（以下「利用申込み」といいます。）を行うこと。
- (2) 申込画像1件当たりの購入シート数（以下「個別購入シート数」といいます。）が1,000以上であり、かつ、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の購入シート数の合計（以下「年間購入シート数」といいます。）が10万以上であること。

(注1) 第2号の購入シート数は商品の出荷日を基準として算出します。

(注2) 利用申込みから商品の出荷まで通常3週間程度かかります。

諸般の事情により商品の出荷が大幅に遅れる場合もありますが、これにより申出者に生じた損害について、当社はその責任を一切負わないものとします。

(注3) 特別割引の適用対象の券種は、当社が別途指定する券種に限ります。

#### (申出書記載事項の変更)

第5条 申出者は、第3条第1項の申出書に記載した事項に変更が生じたときは、直ちに当社にその旨を通知するものとします。この場合において、申出者は、当社の指示するところにより、当該変更を証する書面を提出するものとします。

#### (利用料金の支払)

第6条 申出者は、特別割引の適用を受ける場合には、当社の指示するところにより利用料金を支払うものとします。

#### (特別割引金額)

第7条 特別割引が適用される場合の割引金額(以下「特別割引金額」といいます。)は、次のとおりとします。

年間購入予定シート数、 年間購入シート数又は 個別購入シート数	1以上 10万 未満	10万以上 20万未満	20万以上 30万未満	30万以上 40万未満	40万以上 50万未満	50万以上
特別割引金額 (1シート当たり)	0円	103円	156円	208円	261円	313円

#### (特別割引金額の適用方法等)

第8条 申出者は、当社所定の方法により、次の各号に定める特別割引の適用方法のいずれか1つを選択するものとします。この場合において、第1号に定める適用方法については、当社が別に定める申出者に限りこれを選択できるものとします。

- (1) 当社は、第4条第2号に定める期間(以下「適用期間」といいます。)内の各月における購入シート数(以下「月間購入シート数」といいます。)が確定した後、当社所定の方法により申出者が申し出た年間購入予定シート数に応じた特別割引金額を月間購入シート数に乗じて得た金額を、翌月20日(20日が土日祝日の場合はその翌平日)までに申出者が指定する口座に支払うものとします。この場合において、年間購入シート数が年間購入予定シート数に満たなかった場合は、当社は、年間購入予定シート数に応じた特別割引金額と当該年間購入シート数に応じた特別割引金額との差額を当該年間購入シート数に乗じて得た金額を、適用期間が満了した月の翌月末までに申出者に請求し、申出者は当社所定の期限までにこれを支払うものとします。
- (2) 当社は、年間購入シート数に応じた特別割引金額を当該年間購入シート数に乗じて得た金額を、適用期間が満了した月の翌月20日(20日が土日祝日の場合はその翌平日)までに申出者が指定する口座に一括で支払うものとします。
- (3) 当社は、個別購入シート数に応じた特別割引金額を当該個別購入シート数に乗じて得た金額を、購入月の翌月20日(20日が土日祝日の場合はその翌平日)までに申出者が指定する口座に支払うものとします。

2 申出者は、前項の規定により選択した特別割引の適用方法（同項第1号の適用方法を選択した場合にあっては、年間購入予定シート数を含みます。）について、その適用期間内における変更をすることができません。

3 第1項第1号の規定による申出者から当社への支払に要する費用は、申出者の負担とします。

（注1）第1項柱書後段の当社が別に定める申出者は、次のいずれかに該当するものとします。

1 官公署

2 特別の法律をもって設立された法人又は当該法人が債務保証を行う当該法人の完全子会社

3 東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所又は福岡証券取引所のいずれかに上場されている株式を発行する会社

（注2）月間購入シート数は、商品の出荷日を基準として算出します。

（注3）第1項第1号、第2号及び第3号の申出者が指定する口座は、第3条第1項の申出書に記載された口座とします。

（注4）第1項第3号の購入月は、商品の出荷日の属する月とします。

（免責）

第9条 当社は、申出者に事前に通知することなく特別割引の適用を中止・中断することがあります。

2 当社は、特別割引の適用の中止・中断によって申出者に損害等が発生しても一切の責任を負いません。

附 則

本約款は平成26年4月1日から実施します。

附 則

本約款は2022年10月1日から実施します。

以上

